

## 競争参加停止措置及び取引停止措置の概要

- 1-1 競争参加停止措置業者名  
所在地及び競争参加停止措置期間  
別紙のとおり
- 1-2 取引停止措置業者名  
所在地及び競争参加停止措置期間  
別紙のとおり
- 2 競争参加停止措置及び取引停止措置の範囲  
首都高速道路株式会社所掌区域内
- 3 事実概要  
(1)①パナソニック株式会社及び⑥パナソニックEWエンジニアリング株式会社は、令和7年1月31日、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、監督処分(指示)を受けた。  
(2)②パナソニック産機システムズ株式会社及び③パナソニック関東設備株式会社は、令和7年1月31日、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、監督処分(営業停止22日間)を受けた。  
(3)④パナソニックマーケティングジャパン株式会社及び⑤パナソニック環境エンジニアリング株式会社は、令和7年1月31日、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、監督処分(営業停止22日間)を受けた。  
また同日、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、監督処分(指示)を受けた。
- 4 競争参加停止措置及び取引停止措置理由  
「競争参加停止措置準則」(平成17年準則第22号)  
別表第2(贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)第12号

### 〈競争参加停止措置準則別表第2〉

| 措置要件  | 期間                   |
|---|----------------------|
| (建設業法違反行為)<br>12 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。) | 当該認定をした日から1か月以上9か月以内 |

1-1

別紙

| 業者名                   | 所在地               | 競争参加停止措置期間                  |
|-----------------------|-------------------|-----------------------------|
| ③パナソニック関東設備株式会社       | 群馬県前橋市古市町1-50-14  | 2025年7月28日～2025年9月27日(2か月)  |
| ⑤パナソニック環境エンジニアリング株式会社 | 大阪府吹田市垂水町3-28-33  | 2025年7月28日～2025年10月27日(3か月) |
| ⑥パナソニックEWエンジニアリング株式会社 | 大阪府大阪市中央区城見2-1-61 | 2025年7月28日～2025年8月27日(1か月)  |

1-2

| 業者名                    | 所在地                      | 取引停止措置期間                    |
|------------------------|--------------------------|-----------------------------|
| ①パナソニック株式会社            | 大阪府門真市大字門真1006           | 2025年7月28日～2025年8月27日(1か月)  |
| ②パナソニック産機システムズ株式会社     | 東京都墨田区押上1-1-2            | 2025年7月28日～2025年9月27日(2か月)  |
| ④パナソニックマーケティングジャパン株式会社 | 大阪府大阪市中央区城見2-1-61 JYOタワー | 2025年7月28日～2025年10月27日(3か月) |